

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるこびに生きましょう。

超過負担51億9,800万円 市財政を圧迫

早期解消、制度の改善を要望

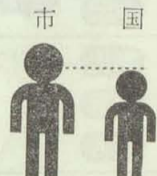
現実の保育単価 (49年度児童1人当たり)

606,768円

国の基準による
保育単価
109,803円

超過負担
496,962円

① 単価差……保母職員の人件費が国家公務員を基準として算定されている。

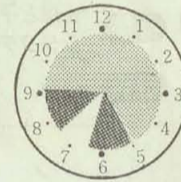


② 数量差……保母職員1人当たりの児童数が国の基準と異なる。

〔例〕0～2歳児の場合



③ 対象差……長時間保育は補助の対象とならない。



午前7時30分～9時、午後5時～6時30分は補助対象とならない。

〔注〕保育単価には、府補助金27,708円、保護者から徴収する保育料37,179円、保育料軽減による市費負担額53,448円(49年度、児童1人当たり)を含んでいません。したがって、実際に児童1人に要する年間経費は49年度では、これらを加えた725,103円です。

保育所運営の場合

現在、全国の地方自治体の財政が極度に悪化し、地方財政の危機が叫ばれています。八尾市もその例外ではなく、赤字再建団体転落寸前という、かつてない厳しい事態に直面しています。

このような事態を招いた直接の原因は、48年の石油ショックに端を発したインフレ、それに続く不況という経済情勢(スタグフレーション)にあるといわれています。つまり、インフレによって財政支出が増える一方、不況のため、主たる収入である税収の伸びが停滞し、収支のバランスがくずれたことによるというものです。

しかし、さらに原因を追求すれば、地方自治体が慢性的な財源不足状態にあるという、現行の地方税財政制度が問題となってきます。そこで、今回は、「財政危機の背景」について市民のみなさんご理解を得るため、この現行の税財政制度、それと密接に関連する「超過負担」の問題を取り上げました。

■税金3割、仕事は7割—3割自治、の実態

私たちが納める各種の税金は、全体の7割が国に入る国税、残り3割が地方自治体に入る地方税という仕組みになっています。ところが、実際の仕事は、逆に国が3、地方自治体が7という割合で、それに必要な経費も当然その比率となります。

そこで、国は一度国税として徴収した税金の一部を地方交付税、あるいは国庫負担金、国庫補助金などとして地方自治体に再配分しています。その結果、税金の実質的な配分は国が3、地方自治体が7という割合になっています。

しかし、国庫負担金、国庫補助金は国の指定する事務、事業にしか使えず、俗にヒモツキ財源と呼ばれるように、国による地方自治

体行政のコントロールの手段として使われがちです。

そこで、本当の意味での地方自治を確立するためには、このような財政制度を改め、地方自治体 がその判断で自由に使える地方税(市税など)、地方交付税などの自己財源をその仕事量に見合う線まで拡充する方向に進まなければなりません。

■実情に合わせ補助金—「超過負担」

地方財政が悪化するにつれて問題となってきたのが地方自治体の「超過負担」で、いま述べた現行税財政制度と密接な関連をもっています。

地方自治体、たとえば八尾市が学校を建設したり、保育所を建設・運営する場合、法律によって国、府、市がそれぞれ一定の比率で経費を分担することになっています。

ところが、実際には国の補助金を算定する基準が実態より低かったり(単価差)、建物の面積や保母さんの数などを低く見積もったり(数量差)、必要な施設を補助対象からはずしたり(対象差)して、補助金の額が低くおさえられています。そのため、その不足分は市が自己財源で負担していますが、これを「超過負担」と呼んでいます。

具体例を保育所の運営でみますと、補助金算定の基準となる保育単価に含まれる保母職員の人員費が国家公務員を標準として出されています(単価差)。さらに、保母職員1人当たりの児童数が、国の基準では0～2歳児で6名、3歳児で20名、4～5歳児で30名となっており、補助金はそれをもとに算出されます。しかし、実態は、保育内容充実のため0歳児で3名、1～2歳児で3～5名、3歳児で10～15名、4～5歳児で20名となっています(数量差)。また、長時間保育などは

八尾市における超過負担の状況

(単位百万円)

区 分	46年度	47年度	48年度	49年度	計
義務教育施設建設	1,151	173	379	534	2,237
公営住宅建設	145	73	99	97	414
保育施設建設	—	80	158	503	741
保育所運営費	167	201	448	672	1,488
農委・年金等	52	70	86	110	318
計	1,515	597	1,170	1,916	5,198

国の基準(8時間保育)にありません(内容的対象差)。このようにして、補助金算定の基準となる国の保育単価と実際の保育単価には49年度の場合、児童1人当たり年間49万6,962円の差があります。(図参照)

この結果、49年度だけでも6億7,200万円46～49年度で14億8,800万円の自己財源の持ち出し、すなわち「超過負担」となっています。

超過負担には、このほか、国が自治体に事務を委任しながら(機関委任事務)必要経費のすべてを負担しないというものがあります。職員5名で運営している農業委員会の人員費を1名分しか負担していないのがその一例です。

■制度の改善をめざす

以上のような超過負担の額をまとめたのが上表です。46年度から49年度までに、実に51億9,800万円の超過負担が生じています。

この額は、本市が赤字再建団体に転落する累積赤字のボーダーライン、約25億円の2倍以上に相当する巨額なものです。このことから、超過負担が、いかに市財政を圧迫しているかということがご理解いただけるかと思

います。

そこで、市は引き続き「超過負担の早期完全解消」を国に強く要求して行きます。

しかし、地方財政を根本的に健全化するためには、財源の7割を国がにぎり、仕事の7割は反対に地方自治体が担当するという制度そのものを改善しなければなりません。そのため、国と地方自治体との間で事務と税財源を実態に見合うよう再配分し、機関委任事務、その他地方負担を強制する制度は改めるよう強く要求して行きますので市民のみなさんご理解、ご協力をお願いいたします。

◇もくじ◇

- ☆第1面…超過負担51億9,800万円
- ☆第2面…行事カレンダー
- ☆第3面…お知らせ
- ☆第4面 } 財政状況
- ☆第5面 }
- ☆第6面 } 議会だより
- ☆第7面 }
- ☆第8面…地域社会参加への第1歩
- ほか

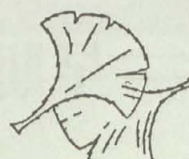
行事カレンダー

1/26 (月)	教育 家児 心配	青少 法律	☆肢体不自由児検診 13.00~14.00 八尾保健所 ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00~15.30 高美南小、南高安小、南山本幼
27 (火)	家児 融資 老人		☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00~15.30 久宝寺幼、用和幼
28 (水)	教育 家児 青少	結婚 行政	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00~15.30 志紀幼、大正幼
29 (木)	家児 職業		☆一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所 ☆未熟児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(庭球) 17.30~21.00 教育センター ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00~15.30 北高安小、東山本幼
30 (金)	教育 家児 青少	身障 融資	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆ジフテリア予防接種(入学予定児) 14.00~15.30 美園幼、桂小、山本幼
31 (土)			
2/1 (日)			
2 (月)	教育 家児 心配	青少	
3 (火)	家児 融資		☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆原爆被害者相談 9.00~15.00 社会福祉会館 ☆ツベルクリン反応 9.15~11.00 八尾保健所
4 (水)	教育 家児 青少	結婚	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
5 (木)	家児 法律 職業		☆婦人スポーツ教室(バスケットボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00 教育センター ☆一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所
6 (金)	教育 家児 青少	身障 融資	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
7 (土)			
8 (日)			☆第7回市民駅伝大会 10.00~ 志紀中集合
9 (月)	教育 家児 心配	青少 法律	☆肢体不自由児検診 13.00~14.00 八尾保健所 ☆2種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 中高安幼、山本小
10 (火)	家児 融資 老人		☆2種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 久宝寺小、桂解放会館

《人の動き》

(51年1月1日現在)

総数 254,048 (+505)
男 127,285 (+272)
女 126,763 (+233)
世帯数 77,834 (+73)
()内は前月からの増減です



市の木《いちじょう》

市の花《きく》

■故青井教育長の教育委員会葬

さる12月21日、逝去されました青井富三郎前教育長の業績をたたえ、その冥福を祈るため次のとおりに教育委員会葬が行われます。
☆とき 2月6日(金) 午後2時~
☆ところ 教育センター
祭主には、貴島正男市教育委員長があたります。
なお、13日、故青井氏に対し勲4等瑞宝章が贈られることになりました。

《所得税確定申告説明会》

八尾税務署では、昭和50年分の所得税確定申告書の書き方、計算の方法などの説明会を次のとおり開きます。

☆とき 2月4日(水) 午後1時30分~
☆ところ 市民ホール
問い合わせは、八尾税務署(☎92-1251)まで。

《ネズミ駆除強調月間》

2月はネズミ駆除強調月間です各種伝染病を媒介し、衣類、家具などをかじり、被害を与えるネズミの退治は、隣近所一斉に実施するのが効果的です。

期間中、衛生課では無料で殺ソ済を配布しますので希望される方は、町会または婦人会役員を通じて(衛生課☎91-3881内線361)まで申し込んでください。

《くみ細教室を開講》

婦人会館では、次のとおりくみ細教室を開きます。
☆期間 2月4日~3カ月間(毎週水曜日の午前10時~正午、午後1時~3時)
☆材料費 1カ月 2,000円
申し込みは、本町3丁目の婦人会館(☎22-6185)まで。

《移動図書館日程》

2月4日までの移動図書館巡回日程は次のとおりです。

1月20日(火)○天王の森 △中高安小 21日(水)○大正中 △志紀幼 23日(金)○刑部公園 △永畑小 27日(火)○用和小 △許麻神社 28日(水)○上之島中△西山本小 2月2日(月)○天王の森 △中高安小 4日(水)○なかよし児童公園 △志紀幼
時間は○印が午後1時30分~2時30分、△印が午後3時~4時。
なお、2月から開設日がこれまでの火水金から月水金に、また、開設場所も次の2カ所が変更になります。

☆大正中前—なかよし児童遊園
☆上之島中—上尾町広場

《八尾警察からお願い》

警察では、三井物産ビル爆破に用いられた小型消火器の捜査を行っています。今までに盗難にあわれて警察へ届け出ておられない方は、八尾警察署(☎92-1234)または、最寄りの派出所、駐在所まで連絡してください。

《爆破に用いられた消火器》

ヤマト消火器株式会社製、赤色小型ヤマト4型YA-4L(昭和49年1月以降に販売されたもの)

《くらしの一日講座》

中河内府民センターでは、次のとおりにくらしの一日講座を開きます。(無料)

☆とき 2月4日(水) 午前10時~正午
☆ところ 中河内府民センター
☆定員 100名 ☆テーマ 仲間であらう豊かな生活 木村妙ライフデザイン研究所長
☆申し込み ハガキか電話で、荘内町2-1-36 中河内府民センター府民課(☎94-1515)へ

心配—心配ごと相談

身障—身体障害者相談

結婚—結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で

家児—家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で

青少—青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

教育—教育相談 (電話予約制) 9時~ 教育センターで

融資—中小企業融資相談

10時~12時 産業課で

法律—法律相談(当日午後0時45分受付) 13時~16時 市民相談室で

老人—老人健康相談 10時30分~12時 社会福祉会館で

行政—行政相談 13時~16時 市民相談室で

職業—高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で



学童定期ジフテリア予防接種

☎ 91-3881 内線360

定期ジフテリア(第3、4期)予防接種を行いますので、該当する人は忘れずお受けください。

☆対象 4月に小・中学校に入学予定の児童

<日程>

1月26日(月)	高美南小、南高安小、南山本幼
27日(火)	久宝寺幼、用和幼
28日(水)	志紀幼、大正幼
29日(木)	北高安小、東山本幼
30日(金)	美園幼、桂小、山本幼
2月23日(月)	竜華幼、永畑小
24日(火)	高美幼、曙川幼
25日(水)	西山本小、長池小、北山本幼
26日(木)	八尾幼、中高安幼、刑部幼
27日(金)	安中幼、竹淵小

時間はいずれも午後2時～3時30分です。なお、当日は母子手帳、筆記用具、上履きを持参してください。



小学校入学予定児の健康診断を実施

☎ 91-3881 内線472-4

今春4月、小学校入学予定児の健康診断を次のとおり行います。該当する人は忘れずお受けください。

☆対象 幼稚園、保育所に在籍し健康診断を受けていない幼児、およびどこにも在籍していない幼児

<日程>

2月12日(木)	労働会館(山本町)
13日(金)	労働会館分館(植松町)
18日(水)	教育センター
19日(木)	労働会館分館(植松町)

時間は午後1時30分～3時です。都合のよい日時、会場に、お子さんと保護者つきそのうえ、おこしください。

※幼稚園、保育所(一部市外を含む)に在籍し、健康診断を受けている幼児については、園(所)での健康診断を活用しますので、就学児健康診断は行いません。

●防災対策は万全ですか

消防庁では、防災対策の一環として、次のテレビ番組を提供しています。

☆防災ミニ百科 毎土曜日 午前9時55分～10時 読売テレビ ☆くらしの中の防災 毎日曜日 午前8時25分～30分 関西テレビ



火災共済を改正

☎ 91-3881 内線228

1月1日から火災共済が次のとおり改正されました。今回の改正は、持家、借家とも契約口数が引き上げられたほか、木造アパート、文化住宅等の掛け金が引き下げられるなど、加入者に有利になっています。

種別	掛け金 (1口年額)	契約限度		共済金 (1口に) つき
		借家	持家	
耐火造専用住宅	100円	25口	50口	10万円
木造専用住宅	200円	25口	50口	10万円
商店併用住宅	300円	25口	50口	10万円
作業場併用住宅	300円	25口	50口	10万円
木造文化住宅	300円	5口	10口	10万円
木造アパート	300円	3口	6口	10万円
飲食店旅館など	400円	5口	10口	10万円

また、51年分より所得税、損害保険料控除の対象となり、領収書とともに控除証明書を交付します。

なお、今回の改正で、火災共済、交通共済とも満期日が統一され、加入月の翌月1日から1年間になります。

※交通共済の変更はなく、1口400円1人2口まで加入できます。



山本球場使用の公開抽選

☎ 23-5101

市立山本球場を3月～5月までの日曜、祝日、土曜日の午後使用希望される方に次のとおり使用の公開抽選を行います。

☆申込受付 2月8日(水)～2月25日(水)の期間に教育センター内体育振興課で(電話、郵便による申し込みは、一切受け付けません)

☆抽せん 2月27日 午後6時～教育センター(定刻までに出席されないときは棄権とみなします)

なお、申し込みは半日使用に限ります。

●下宿をさがしています

市教委では、ことし4月採用する教職員のアパート、下宿をさがしています。市内で、アパート、下宿に入居させてくださる方がおられましたら、市教委教職員課(☎91-3881 内線489、471)までご連絡ください。



市民駅伝競走を開催

☎ 23-5101

市体育連盟では、第7回市民駅伝競走大会を次のとおり行います。

☆とき 2月8日(日) 午前10時～

☆集合場所 志紀中

☆参加資格 市内に在住、在学、在勤の人

☆距離 一般18.4km(5区間)、中学生12km

☆コース 志紀中一大井橋一大正橋一志紀中(5区間)

☆チーム 一般、中学生とも監督1、選手5、補欠2

☆参加費 無料

☆申し込み 2月5日(木) 午後5時までに清水町1丁目教育センター内体育振興課まで



寒さにそなえて水道管を保護しましょう

☎ 22-1661

屋外に露出している水道管や水せん柱は、寒さのために中の水が凍って破れつすることがあります。

いまから縄、布、ポリエチレンテープなどを巻いて水道管を保護しましょう。

万一、水道管が凍って水が出なくなったときは、ぬるま湯をゆっくりとかけて暖めてください。

熱湯を急にかけると管が破裂することがありますのでご注意ください。

水道局では、簡単に管の保護ができる保温テープを1m65円でおわけしています。ご入用の方は、水道局までお越しください。



にぎわう八尾八日戎



51年度府政モニターの募集

☎ 06-941-0351

大阪府では、府政について府民からの建設的な意見、要望、提案などをお聞きし府政への参考とするため新年度のモニターを次のとおり募集します。

☆モニターの仕事 ①府政についてのアンケート、テーマ通信の回答 ②モニター会議施設見学会への出席 ③府政についての意見要望

☆募集人員 250人

☆応募資格 選挙権を有する府民で府および府内各市町村の公務員でない人

☆任期 4月1日～52年3月31日まで

☆謝礼 年額10,000円の範囲内

☆募集期間 2月1日～3月15日

申込用紙は、府庁公聴課、各府民センターにあります。



向老期老人健康診査を受けましょう

☎ 91-3881 内線289

市では、現在満60歳以上65歳未満の方を対象に次のとおり向老期老人健康診査を行っていますのでご利用ください。(3月末まで) この健康診査は、健康管理、病気の早期発見、早期治療のために行うものです。

該当する方は、健康保険証をもって福祉厚生課まで申し込んでください。(無料)

☆対象者 昭和50年4月1日現在で満60歳以上65歳未満の人

☆受診場所 八尾市医師会に加入の近くの医院でお受けください。

☆持っていくもの 健康保険証(向老期健康診査受診票は医師会加入の医院の窓口、各出張所、市福祉厚生課にあります)

くわしいことは、福祉厚生課(社会福祉会館内)まで。

50年火災発生状況

●建物火災が増加しています

市消防本部は、このほど昭和50年中の火災発生状況をまとめました。

それによりますと、件数は49年に比べ2件増ですが建物火災が26件も増えています。

また、建物の焼損面積、損害額とも49年より増加の傾向にあり、月別発生件数でみると9月が24件、10月が20件、12月が19件、1月が15件となっています。

	49年	50年
総件数	165	167
建物	120	146
林野	3	1
車両	12	6
その他	30	14
焼損棟数	135	170
り災世帯数	122	96
焼面建	2797㎡	3,630㎡
損積林	6120㎡	35㎡
死者	2	1
傷者	31	37
損害額(千円)	199,601	289,129

●風呂の空だきがトップです

つぎに原因別でみますと

①ガス風呂の空だき	33件
②放火(疑い火含む)	22件
③たばこの不始末	15件
④弄火	14件
⑤たき火	10件となっています

このように風呂の空だきによる火災が総件数の2割も発生しています。

風呂をたく時は、次の点に注意して火災発生をなくしましょう。

★排水栓は手と目で確認

★点火時にもう一度、水を点検



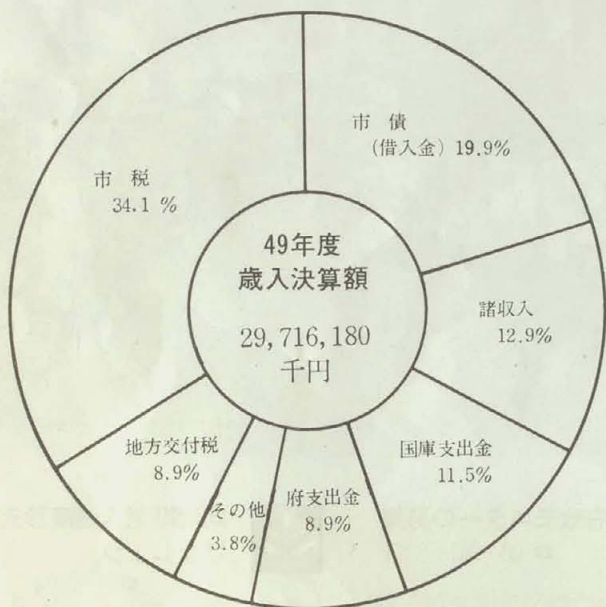
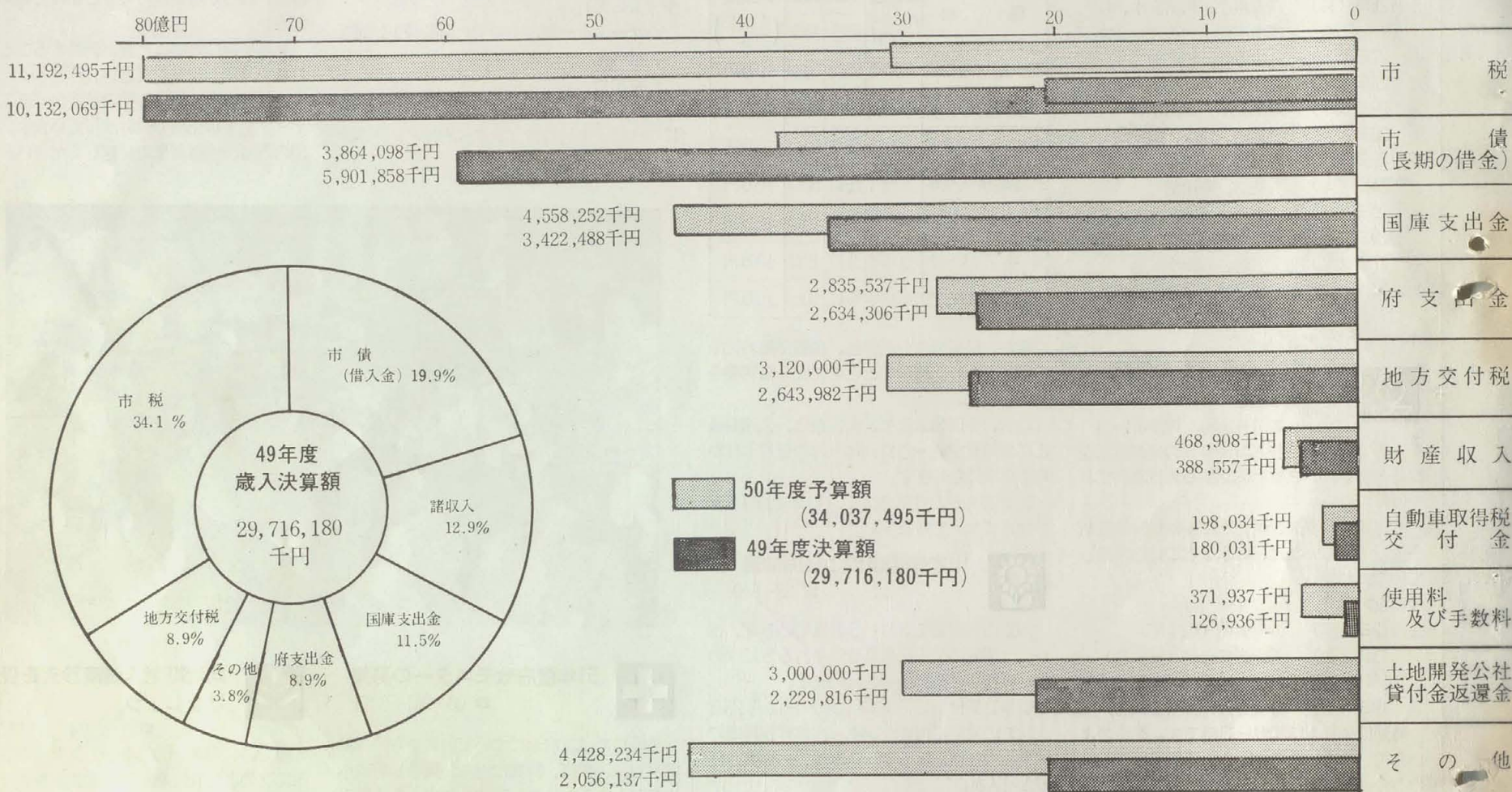
八尾市告示第5号

地方自治法第243条の3並びに八尾市財政状況の公表に関する条例の規定によって市の財政状況を次のように公表する。

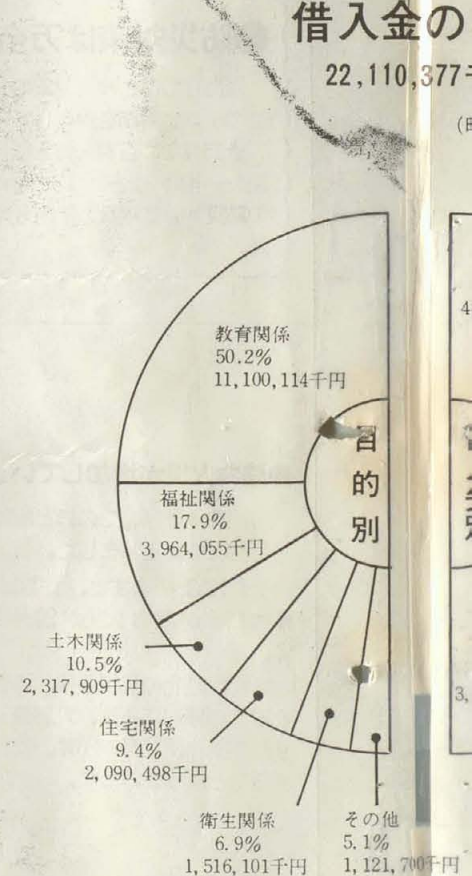
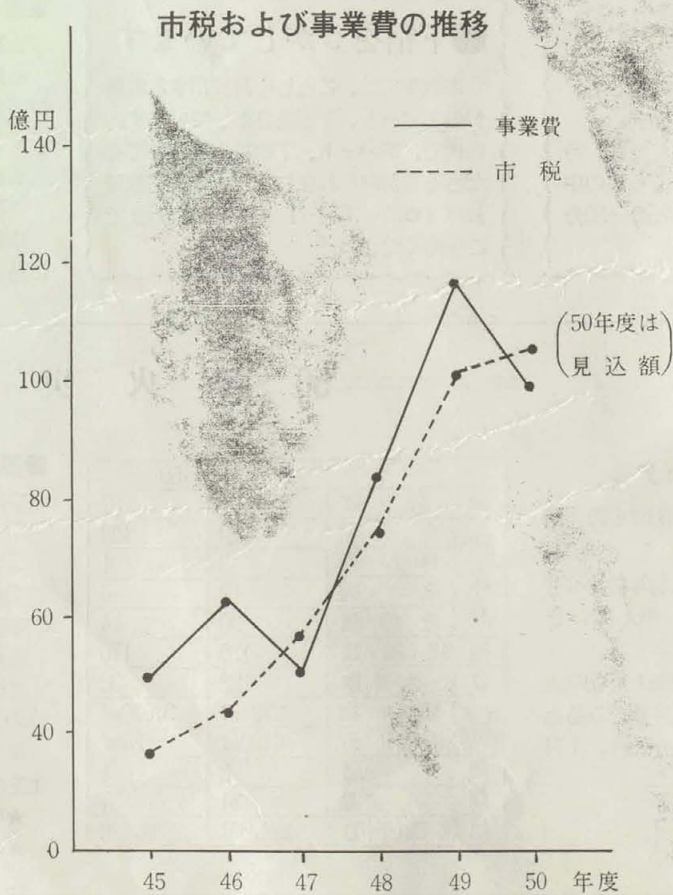
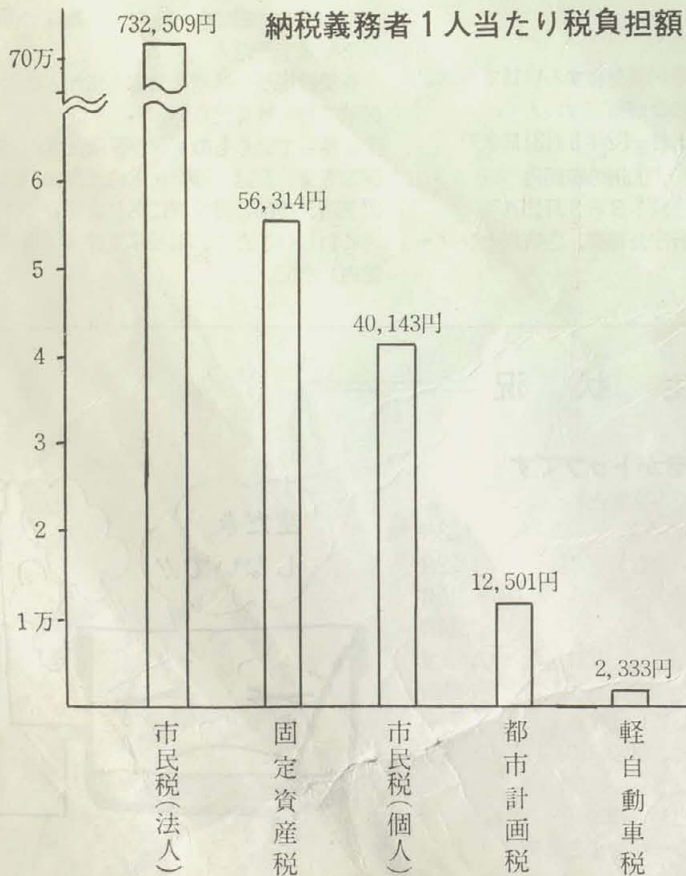
昭和51年1月20日 八尾市長 山脇悦司

八尾市の財政

一般会計歳入



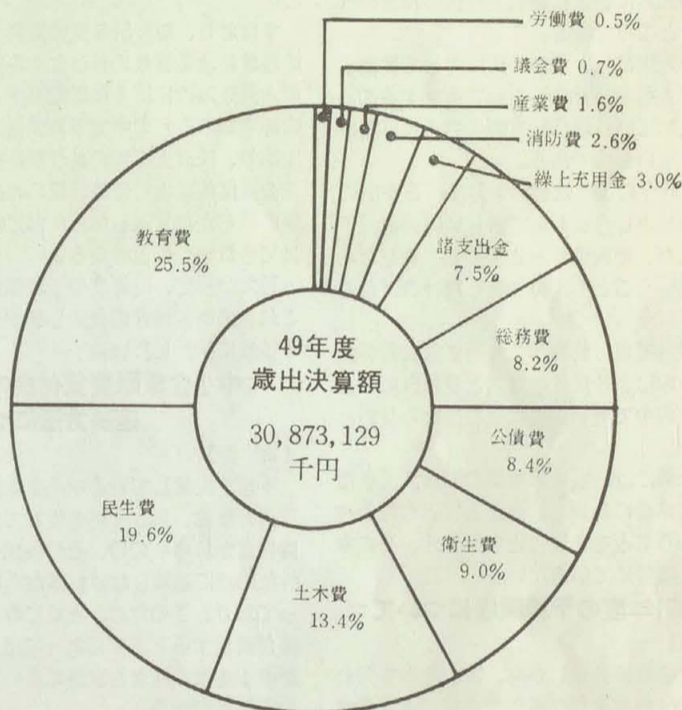
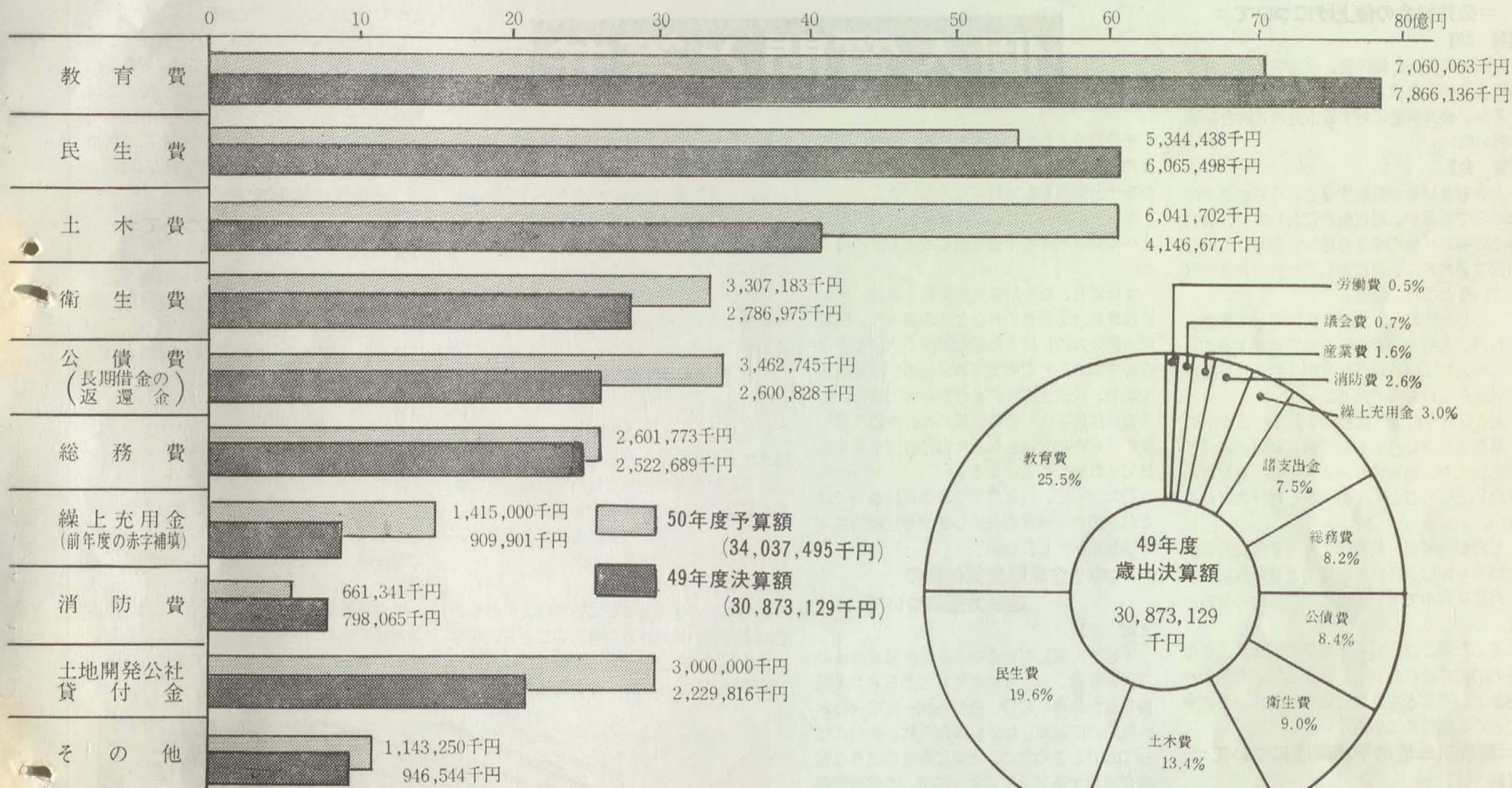
【注】※50年度の市税は、不況による法人市民税の減収が約7億円となり、総額において約100億円になる見込み。
 ※50年度地方交付税は、約10億円の減収となり、総額において約20億円になる見込み。



財政状況

人口 249,613人
世帯数 76,278世帯
(昭和50年3月31日現在)

一般会計歳出



市有財産の状況

昭和50年3月末現在

区分	学校	公営住宅	庁舎	公園	その他	計
土地	622,018㎡	87,877㎡	39,674㎡	29,378㎡	146,713㎡	925,660㎡
建物	129,094㎡	53,414㎡	17,634㎡	—	24,828㎡	224,970㎡
積立金	760,103千円 (各種基金の積立金)					

昭和49年度決算額および昭和50年度現計予算額 (12月補正含む)

会計名	昭和49年度決算額		昭和50年度現計予算額	
	収入済額	支出済額		
一般会計	29,716,180千円	30,873,129千円	34,037,495千円	
特別会計	水道事業	1,890,724	2,027,226	2,228,484
	収益的収入	467,265	587,131	857,591
	資本的収入	1,604,533	2,032,737	2,238,292
	水道事業	790,698	122,298	129,741
	国民健康保険事業	2,315,814	2,593,993	3,530,207
	公共下水道事業	1,291,591	2,235,289	2,638,000
	曙川北土地区画整理事業	340,802	380,441	119,000
	近鉄八尾駅前土地区画整理事業	408,837	408,837	512,000
	八尾市農業共済事業	21,744	21,390	25,917
	財産区	1,007	1,007	—

金の状況

0,877千円

(昭和50年5月末現在)



本会議

●会議のあらまし

■12月定例会

12月定例会は12月5日から15日までの11日間開かれました。

この定例会では、昭和49年度各種会計決算9件を認定するとともに南山本小学校の分離校として、51年4月に新設が予定されている仮称第25小学校の校名を、八尾市立高安西小学校と決定したのをはじめ、一般会計第3号

補正予算など18件を原案可決及び承認しました。

本会議（第1日）

本会議第1日は、9月定例会で閉会中の継続審査となっていた昭和49年度各会計決算をそれぞれ認定し、つづいて市長提出議案の説明があり、各常任委員会に付託しました。

このあと人事案件、決議案各1件を議決

し、市政に対する個人質問を行い、散会しました。

本会議（第2日）

本会議第2日は、各常任委員会に付託した議案の審査経過と結果について、各常任委員長の報告があり、それぞれを議決しました。

このあと人事案件1件決議案1件を議決し12月定例会を閉会しました。

＝公共料金の値上げについて＝

【質問】

昭和51年度は、国保税、水道料金等、軒並みに公共料金の値上げを検討していると仄聞するが、公共料金に対する市長の見解をお示し願いたい。

【答弁】

公共料金は極力抑制するというのが基本的な考えであるが、現行制度においては、公共料金の抑制はおのずから限界があり、これを打開するために、国に対して制度の改善を求めているところである。

しかし現実には、市が市民に対して提供する物的、人的サービスの対価で運営することを原則としている現行制度の中で運営しなければならないものである。

とくに昨今のような物価上昇による支出の大幅な増加というきわめて厳しい財政状況下においても、市民のサービスの低下をもたらさないということも十分加味しなければならない。

したがって現行制度下での適正な公共料金というものは、市民サービスと費用負担の公正な関係の中で見出しなければならないと考える。

そのためには、各々の事業の財政状況を市民の前に卒直に公表し、公正とはどうあるべきかということをも市民とともに考え、その中で適正化に努めていきたい。

＝昭和51年度の予算編成について＝

【質問】

51年度の経済見通しから、国、地方を問わず税収の大幅な伸びが期待できないと思料する。

このような情勢下において、本市の51年度の予算編成を、いかなる姿勢で取り組まれるのか。

【答弁】

51年度の当初予算は、骨格予算を組まざるを得ない情勢にある。

その理由として、まず内においては、50年度の決算において、どの程度の赤字額が出るかを十分把握しなければならないこと。

また外においては、51年度における国の地方への財源対策を十分見極める必要があること。

すなわち、昭和51年度の国家予算は、景気の停滞による国税の伸びやみ等から、国税収入見込みのほぼ4割に相当する六、七兆円の赤字国債発行の中で予算編成される見通しであり、国以上に税の伸びが期待できない地方公共団体にとっては、国の地方への財源対策の明らかな見通しが立たなければ予算編成はできないものとする。

したがって、51年度の予算編成に当ってはこれらの財源確保の見通しを十分見極めた上で慎重に検討したい。

＝中小企業融資貸付金の返済方法について＝

【質問】

本市が実施している中小企業融資貸付金の返済方法は、貸し付けを受けてから六カ月間は据置かれるものの、その後は一定の決められた期日に返済しなければならないものとなっており、このため、とくに昨今のような倒産が続出する不況下においては、この返済金が中小企業の経営を窮地に追い込んでいるという側面がある。

したがって、今後少しでも中小企業経営の安定をはかるためにも、現在の返済方法を、返済困難なときには、たとえ返済途中であっても、さらに六カ月間据置きできるように改善すべきと考えるがどうか。

【答弁】

本市の中小企業融資は一人でも多くの利用

個人質問と答弁

を願うため、現在の返済方法を実施しているものである。

しかし御指摘のとおり中小企業の経営はとくに深刻なものとなっている現状から、現在の返済方法について各関係機関と種々協議を重ねているところである。

したがって今後さらに運用面において十分検討を加え、ご要望の趣旨に沿うよう努力する所存である。

＝弱者福祉の強化について＝

【質問】

引き続きインフレと不況の中で、市民生活はますます深刻なものとなっている。

とりわけ生活困窮者においては歳末をひかえ生活防衛に必死の状態である。

このような現状から弱者を救済するため、いかなる方策で対処するのか。

【答弁】

弱者福祉の強化充実については、温かく、きめの細かい福祉行政を進めることを、基本方針としているが、現行の制度並びに本市の財政事情から、適切かつ十分な措置を行うこ

とができないのが現状である。

しかし過去から支給している生活保護世帯等に対する歳末見舞金については、できるだけ増額を行い、さらに本年度においてはこれ以外の低所得者層についても臨時の特別措置として支給を行い、これについても51年度からは制度化するよう前向きに取り組みたい。

＝生活保護制度とその運用について＝

【質問】

現在の生活保護制度は、多くの問題点、矛盾点をもっているが、これらを改善するためいかなる方策で取り組んでいるのか。

また、現行制度下における生活保護費の適正支給をどのように考えているのか。

【答弁】

現行生活保護制度のもつ問題点、矛盾点については、生活に困窮する市民の実態を踏まえながら、真に保護の適用を要するものに対する保護内容の充実について、あらゆる機会を通じて、国に要望を行っており、今後ともなお一層の働きかけを続けたいと考えている。

また現行制度下での運用については、生活保護法の使命の重要性をさらに深く認識し、公正、厳正な立場でより一層慎重にして適切な運用に努めていきたい。



建設が進む高安西小学校

議会目録

◎11月

- 10日 決算審査特別委員会
- 11日 決算審査特別委員会
- 14日 決算審査特別委員会
大阪府中部都市広域行政協議会
- 15日 決算審査特別委員会
- 17日 決算審査特別委員会
- 18日 決算審査特別委員会
- 19日 寝屋川南部広域下水道組合議会
市原市議来庁
- 20日 決算審査特別委員会
- 21日 決算審査特別委員会
- 22日 国民健康保険運営協議会
- 25日 東大阪近鉄線高架促進期成同盟会
総会

- 26日 長瀬川沿岸下水道組合議会
- 27日 全国民間空港所在都市議会協議会

◎12月

- 11日 清水市議来庁
- 20日 国民健康保険運営協議会
大阪府都市競艇組合議会定例会
- 22日 大和川右岸水防事務組合議会
- 24日 寝屋川南部広域下水道組合議会
(現地視察)

◎12月定例会の日程

- 4日 議会運営委員会
- 5日 本会議（第1日）
- 9日 建設常任委員会
- 10日 文教民生常任委員会
- 11日 保健経済常任委員会
- 12日 総務常任委員会
- 13日 議会運営委員会
- 15日 本会議（第2日）

＝決議の内容＝

■松原市焼却工場建設計画に関する要望決議

松原市が建設計画している焼却工場は、松原市の北東部に位置し、本市域に隣接している関係上、本市大正地区住民がばい煙等による大気汚染の被害をこうむる恐れがある。

松原市当局においては、このような点について十分な配慮がなされるべきであるにもかかわらず、公害防止策についての配慮が欠けており、住民の理解と協力が得られない現状である。

よって、このような点を考慮するとともに大阪府においては今回の建設計画について周辺住民並びに関係機関と十分協議され、公害防止に万全の措置を講ずるよう要望する。

■農地の固定資産税適正化に関する要望決議

昭和48年から、三大都市圏市制施行区域の市街化区域内A・B農地に宅地なみ課税が実施された。

さらに、51年度からこれ以外の市街化区域内農地にも課税される情勢にある。

しかし、都市農業の役割と農業経営の継続を確保するため、次のことを要望する。

1. A・B農地については、農業の用に供する意思が確認される場合、固定資産税の宅地なみ課税の適用を廃止すること。
2. 前記以外の農地に対しても、宅地なみ課税を実施しないこと。

採択された請願

「農地の固定資産税適正化に関する請願」（八尾市農業団体連絡協議会会長、森岡安治部ほか2862名）については、先の「農地の固定資産税適正化に関する要望決議」により願意が満たされたものとしてみなし採択としました。



議会だより

委員会

総務

●財政見直しについて

【質疑】

地方交付税並びに法人市民税の減収見直しはどうか。

【答弁】

当初予算編成時には、地方交付税については、過去の実績あるいは国の交付総額をみて30億円は確保できると考え計上したが、普通交付税として16億円強の決定をみた。

なお、特別交付税については、51年2月に決定されるが、この額を4億円強と見込んでおり、やはり当初予算より約10億円の減収になる。

また、法人市民税の減収については、不況が影響して、約8億円の減収になる。

【質疑】

これらの減収に対する国の財源補てんは、どのようになっているのか。

【答弁】

地方交付税については、去る11月に同特例法案が国会で可決成立したが、これは交付金を当初計画の4兆4000億円に合わせるための措置であるので、本市も増額されない。

なお、市税の減収分については、減収補てん債として7億円は確保できると考えている。

したがって、これらの情勢からして、50年度決算見込として30億5000万円の赤字が出る。

＝当面の財政運営策は＝

【質疑】

特別交付税の4億円あるいは減収補てん債

7億円が満額入っても30億円の赤字が出れば財政再建団体に転落することは必至である。

そこで当面の問題として、再建団体の基準をオーバーする5億円の財源をどう調達するのか。

【答弁】

今後の財源となりうるものについては、最大限確保するため関係機関と鋭意折衝中であり万全の姿勢でのぞんでいく覚悟である。

どうしても財源調達ができない場合は、他会計への繰出金を減額してでも再建団体への転落をくい止めたい。

【質疑】

現下の厳しい財政事情はよく理解できるが住民要望に対しては、どのように応えていくのか。

【答弁】

まず、自主再建の道を切り開いていくことが前提条件である。

したがって、今後の事業執行については、最低限度の事業として、何をやるべきか見極めていく考えである。

【質疑】

当面の財政再建策として事業費をはじめとしての節減策を打ち出しているが、現行地方財政制度の改革なくしては、根本的な問題解決にはならない。

したがって、直ちに、国に対する市民ぐるみの運動を展開すべきではないか。

【答弁】

現在、具体的な運動方法を練っているところであり、案ができれば、市民並びに議会の協力を得て、力強い運動を展開していきたいと考えている。

文教民生

●保育所運営について

【質疑】

市財政が危機の中で、保育所運営経費はますます増高する反面、保育需要が年々高まり保育所の増設が要望されている。

このような現状の中で、今後の保育所運営についてはどう考えるか。

また、措置児と未措置児の格差、受益者負担の適正化等についてはどうか。

【答弁】

保育所運営経費については、保育児1人当たり約60万円の市費負担額となり、限界も考えねばならないと深刻に受けとめている。

しかし、保育行政は弱者救済の性格が非常に強いと考えているため、今後措置決定に当たっては未措置児をも含め本当に保育に欠けるかどうかという点について、より厳しく調査をすべきと考えている。

したがって受益者負担の適正化についても慎重に検討しなければならぬと考えている。

保健経済

●国保事業の超過負担解消について

【質疑】

国保事業の事務費については、国が全額負担すべきものと法で規定しているにもかかわらず、現実には相当な超過負担を強いられているのが現状である。

したがって、この超過負担を解消するためには、国に対してより積極的な運動を展開す

べきではないか。

【答弁】

御指摘のとおり法において事務費は国が全額負担すべきものとしている。

しかしこの運用面において、省令で交付基準を定めており、この基準が、全国画一的であり、本市のような大都市に隣接する人口急増都市の条件が考慮されていないのが実情である。

したがってこの交付基準を実態に見合ったものに改善するよう強く要望しているところである。

建設

●水道企業財政の健全化について

【質疑】

昭和49年3月に料金改定したにもかかわらず、なお赤字額が累増している水道財政にあって、今後いかなる方策でもって財政再建に努めるのか。

【答弁】 基本的には現行地方公営企業制度の矛盾点を解消すべきものとして国に対し運動を展開しているところである。

しかし、現実の問題としては現行制度下で運営しなければならぬものである。

そのためには、諸経費の節減、漏水対策はもちろんのこと、現在進めている拡張事業においても節水意識が浸透している現状から、さらに事業年次の延長を検討している。

さらに今後、水道料金の適正化についても検討を加えていきたいと考えている。

【要望】 財政状況については一応の理解はできるものの、財政再建を即料金改定に頼ることのないよう、今後より一層英知をしばって当てほしい。

●水道企業会計

昭和49年3月に水道料金を改定したにもかかわらず、決算において累積欠損金が5億円を越えているが、いかなる企業努力を払ってきたか。次のような指摘をした。

① 有収率（総配水量のうち収益となる配水量）が、前年度と同率の87.3%となっている。このうち漏水等によるむだな水が7.7%あるが、これを少しでもなくすために、漏水個所の早期修繕と全国に先かけて仕切弁を整備するなどして、漏水対策に万全を期していく。

② 財政悪化の中での拡張事業の進め方については、十分な計画のもとに将来の供給に対処できるよう配慮すべきである。

【要望】 料金改定の初年度でありながら単年度で1億円以上の赤字が出ることは問題であるので、現行地方公営企業法の改革運動はもとより、有収率の向上等になお一層の努力を傾注すべきである。

●病院企業会計

病院会計においても、累積欠損金が11億円を越えている。このような厳しい事態であるならもっと病床利用率（84.7%、48年度84%47年度88.4%）を上げる努力をすべきである。

その理由は、重症病床が財政事情並びに看護婦不足等から活用できなかった。とのことであるが、施設の改善あるいは医療機器の購入については、その必要性、それに伴う人員、経費等総合的に検討し、速やかに活用できるようにすべきである。

【要望】 制度の是正もさることながら、この厳しい事態を十分に認識し、より一層の企業努力を重ねるよう要望した。

●国民健康保険事業特別会計

国保税の未収が、単年度赤字額1億6500万円近くあるが、これの原因については、賦課方式並びに納期の問題もあって、滞納として残ってくるので、検討を加える必要がある。

また、これらの滞納については、理由別に分類し各々に調査して、適切な措置をとっていく。

【要望】 国保財政の再建のため、国の積極的な財源措置を求め一方、内部努力にもより一層力を注ぐよう要望した。

●公共下水道事業特別会計

歳入総額の78.7%に当たる約10億円が、空財源では、十分な事業はできない。

特に、本事業については、市税以外の受益者負担でもって執行している関係上、これの滞納額の整理のためにも事業の積極的推進が何よりも先決である。

とりわけ、八尾排水区については、1日も早く供用開始（53年春の予定）を行うよう強く要望した。

●曙川北土地区画整理事業特別会計

まず、本事業は、51年度が最終年度であるが、計画どおり完成するのか。

それに対しては、建物移転と道路築造が一部残っているが、51年度末までには事業を完成したい。

なお本事業の施行によって、他地区が浸水

しているところがあるので、排水問題については、今後とも十分な配慮を要望した。

●近鉄八尾駅前土地区画整理事業特別会計

49年度末で事業の進捗率が30%と低いが、52年度で完了する見直しについては、本事業の大きなウエイトを占める仮換地指定を50年度末までに終了すれば、60%の進捗率となる。

●一般会計

＝警備・清掃委託を入札制に＝

警備・清掃などの業務委託料が年間1億6000万円にも及んでいる。これを競争入札にする考えについては、業務内容になれている方が、能率的であると考えて随意契約をしてきた。

しかし、額も大きいので、入札の採用を検討していきたい。

【要望】 競争入札にすることによって、経費の節減と業務内容の向上が図れると考えているので、検討方を要望した。

＝温かい心で福祉対策を＝

老人福祉対策において、各々不用額を出しているが、対象者全てが恩恵を受けるようにまた、仮りに不用額が出て、他の備品なりを購入するなど温かい配慮をすべきだと指摘したのに対し、市長から、このような厳しい

現状の中で、福祉をどうみることが問題であり行政がどこまで手をさし出すべきか。といった問題について、多角的に検討を加え、福祉のあり方を見定めていきたい。

＝浸水対策の積極的な推進＝

現実に浸水の憂き目にあっている住民感情を考えれば、水路改修及びしゅんせつにもっと積極的に取り組むべきであるにもかかわらず、不用額を出している点を指摘するとともに、抜本的な浸水対策を立て、年次計画のもとに対処するよう要望した。

＝同和対策事業の再検討を＝

各々の制度が真の部落解放につながるかを再検討し、運用面においても行政が主体性をもって、制度が地区民全体に行きわたるようにすべきである。

また、経済力のあるなしにかかわらず、画一的に取り扱っている点などの改善についてただしたのに対し、同和対策事業は国民的課題であるとの認識のもとに、歴史的な経過を踏まえながら、制度の再検討を加え、実情に合った運用を行ってほしい。

＝51年度の財政見直し＝

当面の問題である財政再建団体への転落阻止を第一に考え、予算編成に当る。

そして、この危機を打開するため現行地方財政制度の矛盾是正を求め強力な運動を展開する一方、内部にあっては、全職員がこの事態を認識して、この難局を乗り越えていく所存である。

【要望】 1日も早く自主再建の道を切り開くため、より一層の精進と努力を強く要望した。

なお、これ以外の農業共済事業及び財産区の両特別会計についても審査した。

決算審査のあらまし



やお市政だより

第545号

8

昭和51年1月20日



▲ 32m級ハシゴ車先端から急降下のレインジャー隊員

ことしもあなたを守ります
消防出初め式

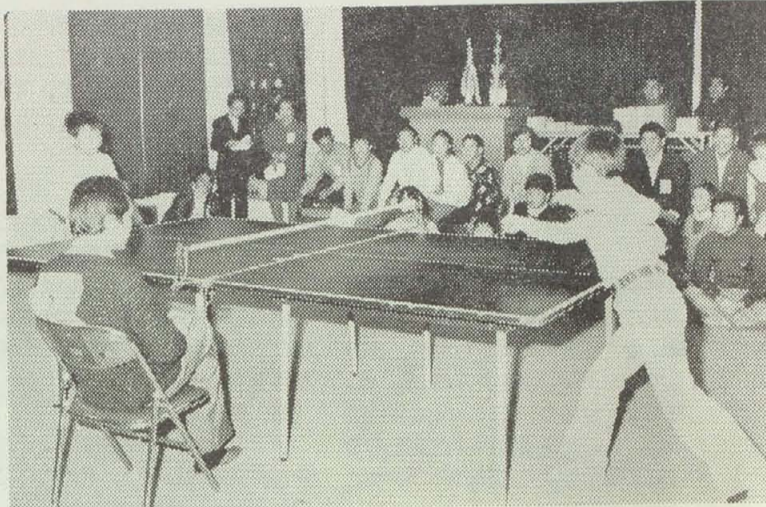
●山畑地区で新春卓球大会

山畑地区恒例の新春卓球大会が12日、山畑公民館で開かれました。

この卓球大会は、地区内の親ほくを深めるために行われたもので小学生から一般成人まで約200名が参加。

試合は、地区内の隣組(16組)の対抗とし午前9時に開会。隣組の名誉をになつて小学生から一般成人まで汗だくになって奮闘していました。

また、午後からは、こどもたちに喜んでもらおうとヨーヨー釣り大会も催されました。(写真右)



見事な連けい放水 ▼

市 の 話 題



▲ 大阪市消防局音楽隊のドリル演奏

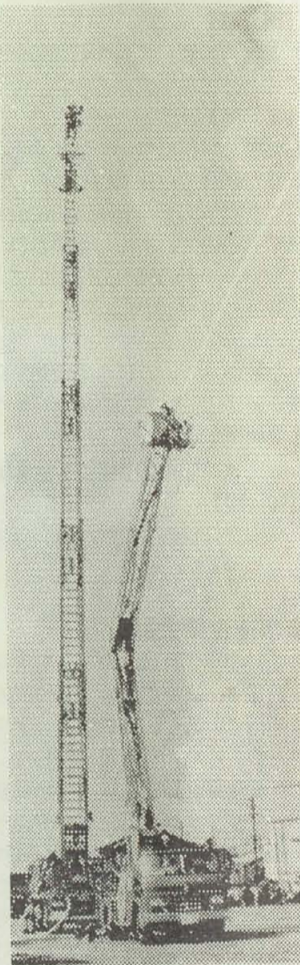
新春恒例の消防出初め式が、7日午前10時から八尾中学校庭で消防職員、団員ら395名と35台の消防車が参加して行われました。

大阪市消防局からのヘリコプター祝賀飛行で幕をあげ、同音楽隊のドリル演奏、消防団の小隊訓練、それに八尾市婦人団体連合会

員の勇敢な消火演習も。最後にレインジャー隊員が地上32mのハシゴ車先端からロープで降下したり、ハシゴ車とシュノーケル車が連けい放水を披露、「ことしも市民の信頼に答えます」と職員、団員らは意気揚々。



◀ ママさん消防隊も大活躍



地域社会参加への第一歩

障害児保育



いま保育所では、心身に障害のあるこどもが健常児といっしょになって、保母の指導のもと元気に保育をうけています。

これは昨年のはじめ、心身に障害のあるこどもを持つ母親の「障害児こそ保育の場を」という切なる願いが実り、昭和50年度から保育所でうけ入れたもので、従来の「障害児は専門の施設へ」という既成概念を変える新しい考えによるものです。

これまで、ともすれば差別の目でみられがちなこども達にとって、生活の場といえは母親と二人きりの家庭内に限られ、他人が来ればさける場合が多く、わずかに治療訓練をうけるため施設に通うのがただ一つの社会の窓となっていました。

しかも、この場ですら、接触する人は同じ立場にあるこどもと先生というのが現状で、障害児が地域社会に参加するチャンスは極めて少なく、こども自身も知らず知らず、引込み思案になることが多いようです。

健常児にしても、幼児から障害児といっしょに生活するということは、障害者に対する差別意識をまったく持っていない白紙の状態から接触することにより、人間として平等な立場を自然に認識し、その認識の上に立った思いやりを自覚し、差別の生ずるスキを与えないという意義のある体験を生む結果となります。もちろん、一方ではすでに存在する差別に対しても積極的に解消する努力が必要です。

これらをふまえて、いま10数名の障害児たちが各保育所で保育をうけていますが、うけ入れに際して専門的な教育をうけた保母もいない中で、また十分な訓練施設もないにもかかわらず、担当保母が試行錯誤をくり返す中から、より良い保育ができるよう、けんめいの努力を重ねています。

毎年、保育所の入所申請受付に際しては健常児と同様に受け付け、昭和51年度も10数名の申請がありました。

市では、こんご保育行政をすすめるにあたっては、この問題に積極的に取り組み、障害児の社会への窓を大きく拡げると共に、保母に対する研修を深め、母親が安心して預けられるようにして行きます。